

海外遠征承認申請について

関係規定…（公財）日本サッカー協会 競技会規則 19 条（海外における競技）

第 19 条（海外における競技）

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

注意事項及び作成要領

- ① 海外遠征に出発する日の前々月の 25 日までに書式 1 により、長野県サッカー協会に提出してください。
- ② 添付書類
（申請時）
 - 海外遠征申請書（チーム用）
 - 遠征先協会または大会主催者発行の大会概要や招請状
- ③ 申請料 **6,600 円**（JFA 5,500 円 / NFA 1,100 円）を下記口座にチーム名でお振込みください。

八十二銀行 松本営業部 普通 1178297 一般社団法人長野県サッカー協会
- ④ 海外遠征申請の申請料は申請と同時に発生し、その後の変更や遠征中止に関わらず返金を行わないことといたします。
- ⑤ 日本サッカー協会は、海外遠征承認後に遠征先協会にその旨を通知します。
- ⑥ 遠征の変更・キャンセルの連絡につきましては、判明した段階で速やかにご報告ください。

本件問い合わせ先（書類提出・報告先）

一般社団法人長野県サッカー協会 事務局

〒390-8565 松本市深志 2 丁目 6-9 LON BLDG.3F

TEL : 0263-87-8565（平日 10:00～16:00） FAX : 0263-87-8587

E-Mail : info@nagano-fa.or.jp

※メール送信される場合は、必ずお電話にてご一報ください。

以上